

〔事案 2023-187〕 新契約取消請求

・令和 6 年 6 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 11 月に、代理店を通じて自分の子 2 人をそれぞれ被保険者として契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険加入時に必要な費用の説明がなかった。
- (2) 契約締結前交付書面兼商品パンフレットの費用のページの説明がなかった。この部分の説明があれば契約しなかった。
- (3) 契約時に約款をもらっておらず、事前に設計書ももらっていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 1 回目の面談時、商品パンフレットを用いて、商品内容や保険関係費用が発生することを説明し了承を得た。契約後 10 年未満での解約の場合は、解約控除が発生することも説明した。
- (2) 合計 2 回の面談を通じて、解約については、「減額」や「中断」との誤認防止のため、繰り返し説明した。
- (3) 約款は、申立人が交付を希望しなかったため手交していない。
- (4) 商品説明は、商品パンフレットを用いて行ったため、設計書は提示・手交していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情もないことから、和解による解決の見込みがないと判断し、手続を終了した。